

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 創庫生活館 浜松本店
- (2) 届出日 平成23年9月15日
- (3) 届出内容 法附則第5条第1項に基づく変更届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場出入口に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

※ 市意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。